

『平成29年9月改訂 成功する事業承継 Q&A150』

正誤のお知らせ

本書の記述内容について、誤りがありましたので、ここに謹んでお詫び申し上げ、次のとおり訂正させていただきます。

■74ページ

「1 非課税限度額が消費税増税後は最高3,000万円と大幅に増加」 6行目

【誤】 適用期限は平成31年6月30日までとなっています。



【正】 適用期限は平成33年12月31日までとなっています。

■75ページ

〈図表1 取得等した年分に応じた非課税限度額(東日本大震災の被災者を除く)〉

【誤】

住宅用家屋の取得等に 係る契約の締結期間	① 消費税率10%が適用される者		② 左記以外の者※	
	(イ) 良質な 住宅用家屋	(ロ) (イ)以外の 住宅用家屋	(イ) 良質な 住宅用家屋	(ロ) (イ)以外の 住宅用家屋
平成28年1月～ <u>28年9月</u>			1,200万円	700万円
<u>平成28年10月～29年9月</u>	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
<u>平成29年10月～30年9月</u>	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
<u>平成30年10月～31年6月</u>	1,200万円	700万円	800万円	300万円

※消費税率の8%の適用を受けて住宅を取得した者のほか、個人間売買により中古住宅を取得した者



【正】

住宅用家屋の取得等に 係る契約の締結期間	① 消費税率10%が適用される者		② 左記以外の者※	
	(イ) 良質な 住宅用家屋	(ロ) (イ)以外の 住宅用家屋	(イ) 良質な 住宅用家屋	(ロ) (イ)以外の 住宅用家屋
平成28年1月～ <u>31年3月</u>			1,200万円	700万円
<u>平成31年4月～32年3月</u>	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
<u>平成32年4月～33年3月</u>	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
<u>平成33年4月～33年12月</u>	1,200万円	700万円	800万円	300万円

※消費税率の8%の適用を受けて住宅を取得した者のほか、個人間売買により中古住宅を取得した者